

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外223名

被告 日本原子力発電株式会社

最終準備書面（その7）

補充書

2020年6月29日

水戸地方裁判所 民事第2部合議アA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

原告らは、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会報告に関する被告反論について、下記のとおり再反論する。

1 被告反論の要旨（221ページ以下）

被告は、まず、今回の概要報告が、今後、修正されることのあるものであり、最終的な報告書としてまとめられたものではなく、現時点において、本件発電所における基準津波の策定に当たっての被告の検討ないし評価の内容を否定するものではないとする。

また、同検討会は、津波堆積物の資料を基に策定することを基本とし、千島海溝から日本海溝の北部の領域において、Mw 9クラスの科学的に想定され得る最大クラスの津波断層モデルとして、①「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」と②「日本海溝（三陸・日高沖9モデル）を想定し、沿岸部の津波の高さ等を推計しているところ、本件発電所における津波の高さの推計値は5mでしかないとしている。

次に、被告は、同検討会における検討の過程では、北側領域（岩手県沖以北の日本海溝及び千島海溝沿いの領域）及び南側領域（福島県以南の日本海溝及び伊豆・マリアナ海溝沿いの領域）で大すべりが発生し、巨大な津波を伴う最大クラスの地震となる可能性が考えられるとしつつも、これら両領域は、北側は・・・約2,400km、南側は・・・約2,000km以上にも及んでいるとし、このような広範囲な領域をほぼ同時に破壊するような地震は知られていないなどとしていることを指摘し、千島海溝と日本海溝とを区別した波源を設定していて、原告らが主張するような両領域がそれぞれ全面に亘る波源の想定をしていないとする。また、結局、千島海溝と日本海溝の二つの領域の地震の連動を想定する場合であっても、2つのモデルによる津波の最大のを加算して推計するのではなく、二つのモデルから推計される津波の最大のを選択する方式によって得られた津波高、浸水域等を用いることが妥当だしているとして、原告らの主張が妥当ではないと主張している。

2 本概要報告が修正される可能性のあることについて

原告らの主張は、本概要報告の津波高等の結論自体をもとに、その主張をしているものではなく、本概要報告の基本的考え方がどのようなものを指摘し、それが被告の主張を否定するものとなっているとするものである。本概要報告の基本的考え方のうち、特に重要なものは、上記の「北側領域（岩手県沖以北の日本海溝及び千島海溝沿いの領域）及び南側領域（福島県以南の日本海溝及び伊豆・マリアナ海溝沿いの領域）で大すべりが発生し、巨大な津波を伴う最大クラスの地震となる可能性が考えられる」としている点である。この点は、本検討会の検討が採用した基本的な考え方であるから、いづれ発表される最終的な報告書でも変わることがないと考えられる。

3 本概要報告の目的からして

本検討会の検討の目的は、あくまでも一般防災のためのものである。そのことは本概要報告が「本モデル検討会では、過去6千年間の津波堆積物から想定される最大の津波断層モデルを、防災対策の観点から想定する最大クラスの津波断層モデルとして取り扱うこととした」（2ページ）としていることから明らかである。

本概要報告は、北側領域及び南側領域で、それぞれ全面的に地震が発生する可能性が考えられるとしつつも、結局、過去6千年間の最大津波を想定することによって、一般防災に資することを目的として津波高の推定をしているのである。しかし、本検討会が、北側と南側の各領域がそれぞれ全面的に活動する可能性があることを認めていることは、原発の耐津波設計をするにあたっては、極めて重要なのである。

また本概要報告は、被告の言うように、北側領域についても、それを2つに分けて、それぞれで発生する津波を加算することなく、津波高等を推定しているが、この考え方も、あくまでも一般防災の観点から採用されたものであり、その結果として、本件発電所での津波高は5mだとしているに過ぎない。

しかし、極めて危険な原発における津波想定は、6千年間の最大であってはならない。だからこそ、津波審査ガイドでも科学的想像力を発揮した十分な不確かさの考慮を求めているのである。被告の主張は、結局、津波堆積物調査から知ることのできる6千年間の最大の津波を想定しておけば足りるとするものでしかないこととなる。しかし、6千年前以前であっても、もっと大きな津波が襲った可能性があったなら、そのような津波は想定しなければならぬ。したがって、本概要報告が、「北側領域（岩手県沖以北の日本海溝及び千島海溝沿いの領域）及び南側領域（福島県以南の日本海溝及び伊豆・マリアナ海溝沿いの領域）で大すべりが発生し、巨大な津波を伴う最大クラスの地震となる可能性が考えられる」と指摘していることは極めて重要であり、原告らの主張は、基本的に、この指摘に基づくものである。そして、これに対する被告の反論は全くなしえておらず、被告の反論は、この重要なポイントには言及しない、上記にまとめたわずか3ページにも満たないものでしかなかったのである。

4 本概要報告が2つのセグメントに分けてそれぞれの領域での津波発生を考えていること

本概要報告の手法は、セグメントごとに津波を想定する手法である。一般防災のためであれば、その手法を採用することもありえるが、原発の津波想定は、それでは足りない。

津波審査ガイドは、この点について、3. 3. 2プレート間地震に起因す

る津波波源の設定の中で「上記（３）（セグメントの設定に関する項）のセグメントの組合せに応じた津波波源の総面積に対し、地震の規模に関するスケールリング則に基づいてモーメントマグニチュード及び平均すべり量を設定していることを確認する。」としている。すなわちセグメントごとではなく、セグメントを合わせた総面積に対し、スケールリング則の適用を求めている。

一方、本概要報告は、あくまでも一般防災用であるから、セグメントごとの津波想定で足りるとする考え方はありえるだろう。しかし、原発の津波想定では、それでは不足することは、津波審査ガイドの規定に照らして明らかである。

5 被告の反論に欠ける点

被告の反論は、もっぱら上記北側領域に関するものでしかない。しかし、本件においてもっとも厳しい想定は、敷地前面の海域から南側に伸びる南側領域である。敷地前面の海域に大すべり域があって、それが活動すれば、そしてその大すべり域でのすべり量が、南側領域全体でのマグニチュードにみあった大きなものとなれば、本件原発には極めて高い津波が必然的に襲来する。この南側領域が、全面的に活動する可能性があることを、本概要報告は認めたのである。ところが、それに対しては、被告の反論では、一切触れていない。この点については、被告は反論を放棄していると見なければならぬ。

以 上